

謹啓 益御清栄の段 貴社に陳者自身事件に於ては多大の御同情を被り居り、是れ全救済委員会同様に犠牲者に対する救済も一先打切る事と決定致し、此に就ては既に伺する會計報告裁判の経過及び今後の方針に就て御話申上度、以同左記の通り御参會被下度此段比通乞申上。 敬白

◎ 三月八日午後七時より同東出張所に於て  
三月 六日  
同東出張所

支新

謹啓 毎々新聞紙に貴御承務通り八幡製鉄所事件は官権の無法なる壓迫と陰謀なる策謀の下に遂に労働者側は惨敗し歸し吾達に拘束状態を齎せられたる者五十六名に達し尙拘留者数首者続々人刑勢に有之。本會九州支隊所長藤田文大、会長吉悦心、元鶴東支部幹事長藤田俊之、諸氏、外會員二名も亦官権の重權と抗争し居る故を以て彼等々憤懣する所とあり、騎擾の罪名の下に倉監獄に収監せられた申し、就ては之等貴社労働階級の闘士たる犠牲者に対する救済の方法を講ずる為め左記の通り聯合幹部會を同催可い同万障お請ふ念、御参會下被度此段比通乞申上。 敬白

1929年3月10日

日時 三月八日午後七時  
場所 同東出張所  
三月 六日

支部

同東出張所